



®

令和2年 (2020年) 3月2日(月)

No. 15121 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(「セレコキシブ組成物」事件-数値限定発明について、数値範囲の全体にわたり当該発明の課題を解決できると認識できる必要ありとして、サポート要件の適合性を否定した事例。)[上](全2回)

—平成30年(行ケ)第10110号、令和元年11月14日判決言渡(大鷹裁判長)—

【本稿の概要】

サポート要件の適合性については、知財高裁大合議判決「偏光フィルムの製造法」事件(平成17年(行ケ)第10042号)が、「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべき」と判断してお



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大白
弁護士 井田 塚江
弁護士 幸一 克久
弁護士 建弘 貴則
弁護士 司之 登子
弁護士 林 幸三
弁護士 田中 裕博
弁護士 田中 裕博
弁護士 田中 裕博
弁護士 田中 裕博
弁護士 田中 裕博

相談役 弁護士 浅井 望
弁護士 村上 月
弁護士 中野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮
弁護士 浅野 亮

弁護士 山下 平
弁護士 口村 山
弁護士 康克 啓
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理
明彦 子理

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴男

弁護士 松川 直樹

弁護士 和田 研史